

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 告 示	
○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	26
○ 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】	27
○ 徴収事務の委託【門司区役所まちづくり整備課】	29
◇ 公 告	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	30
◇ 交 通 局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】	32
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】	33

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

平成29年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 介護ロボット等を活用した先進的な介護サービスを総合的に推進するため、保健福祉局に先進的介護システム推進室を新設することにしました。
- 2 税外債権の回収の更なる促進を図るため、財政局に債権管理室を新設することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条企画調整局政策部企画課の項中「企画係」を「庶務係」に改め、同企画係」

条企画調整局国際部国際政策課の項中「海外プロモーション係」を削り、同「議会係

条総務局総務部総務課の項中「議会係」を「管理第一係」に改め、同条総務管理第二係  
車両係」

局総務部庁舎管理課の項を削り、同条財政局税務部の項中「徴収企画課  
徴収企画係  
収納係」

「収税課  
を「企画係」に改め、同条財政局の項に次のように加える。

収納管理係」  
債権管理室  
企画管理係  
指導調査係

第1条市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課の項中「管理係」を削り、同条保健福祉局総務部総務課の項の次に次のように加える。

保護課  
管理係  
保護係  
指導係

第1条保健福祉局地域福祉部保護課の項を削り、同条保健福祉局地域福祉部の項の次に次のように加える。

先進的介護システム推進室

第1条保健福祉局障害福祉部の項中「障害者就労支援室」を「障害者就労  
障害者就

支援室 に改め、同条保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課の項中「食品  
労支援係」

衛生第二係」を「食品衛生第二係 に改め、同条保健福祉局保健衛生部食品  
広域食品指導係」

監視検査課の項を削り、同条環境局環境未来都市推進部温暖化対策課の項中  
「低炭素推進係」を「低炭素推進係 に改め、同条環境局環境未来都市推  
水素社会創造係」

進部水素社会創造課の項を削り、同条環境局環境監視部環境監視課の項中「  
監視指導係」を「監視指導係 に改め、同条産業経済局総務政策部国際ビジ  
自然共生係」

ネス政策課の項を削り、同条産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産  
業政策課の項中「サービス産業政策課」を「サービス産業政策係」に改め、  
同条産業経済局新成長戦略推進部の項に次のように加える。

国際ビジネス政策課

国際ビジネス政策係

第1条産業経済局農林水産部農林課の項中「企画係 を「企画・生産  
生産振興係」

振興係」に改め、同条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項中「計画推進  
係」を「計画推進係 に改め、同条建築都市局指導部宅地指導課の項中「管  
調整支援係」

理係」を「調整係」に改め、同条建築都市局建築部施設保全課の項中「機械  
「機械保全係

保全係」を 保全指導係 に改める。

長寿命化係」

第3条危機管理室危機管理課防災企画係の項第5号中「風水害危険区域」  
を「防災訓練」に改め、同条危機管理室危機管理課災害対策係の項第6号中  
「防災訓練」を「風水害危険区域」に改め、同条広報室広報課広報係の項中  
第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の  
次に次の1号を加える。

(3) マスメディアを活用した情報発信に関すること。

第3条広報室報道課報道係の項第4号及び第5号を削り、同条企画調整局  
政策部企画課企画係の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号と  
し、第6号から第10号までを4号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12  
号を第7号とし、第13号を第8号とし、第14号を削り、同条企画調整局

政策部企画課企画係の項の前に次のように加える。

庶務係

- (1) 局、部、課の庶務に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 局の予算及び決算の総括に関する事。
- (4) 局内事務の連絡調整に関する事。
- (5) 東京事務所に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 局内他課の所管に属しない事。

第3条企画調整局地方創生推進室の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方創生に係る都市ブランドの構築に関する事。

第3条企画調整局国際部国際政策課政策係の項中第4号及び第5号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 国際交流及び国際協力の推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) アメリカ合衆国との交流に関する事。

第3条企画調整局国際部国際政策課政策係の項に次の2号を加える。

- (6) 自治体国際化協会北九州支部に関する事。
- (7) 国際交流及び国際協力に係る関係機関との連絡調整に関する事。

第3条企画調整局国際部国際政策課多文化共生係の項に次の2号を加える

。

- (3) 外国語による市ホームページに関する事。
- (4) 北九州市留学生支援ネットワークに関する事。

第3条企画調整局国際部国際政策課海外プロモーション係の項を削り、同条企画調整局国際部アジア交流課交流第一係の項第2号を次のように改める

。

- (2) 中国（台湾を含む。）との交流に関する事。

第3条企画調整局国際部アジア交流課交流第一係の項に次の3号を加える

。

- (3) ベトナムその他東南アジア諸国との交流に関する事。
- (4) ロシアとの交流に関する事。
- (5) 大連事務所及び上海事務所の運営に関する事。

第3条企画調整局国際部アジア交流課交流第二係の項に次の3号を加える

- 。
- (2) 韓国との交流に関する事。
- (3) カンボジアとの交流に関する事。
- (4) 国際交流員の業務支援に関する事。

第3条総務局総務部総務課の項に次のように加える。

管理第一係

- (1) 市庁舎の維持管理に関する事。
- (2) 市有電話に関する事。
- (3) 車両の安全指導に関する事。
- (4) 交通事故の損害賠償に関する事。
- (5) 交通事故対策委員会に関する事。

管理第二係

- (1) 庁内取締り及び当直に関する事。
- (2) 駐車場の管理に関する事。
- (3) 市庁舎の防災管理に関する事。
- (4) その他庁内管理に関する事。

車両係

- (1) 車両の管理の総括に関する事。
- (2) 車両の運行管理及び安全管理に関する事。
- (3) 車両の整備、検査及び登録に関する事。

第3条総務局総務部庁舎管理課の項を削り、同条財政局財務部財産活用推進課指導調整係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条財政局財務部財産活用推進課活用推進係の項に次の1号を加える。

- (5) 市有財産審査委員会に関する事。

第3条財政局税務部税制課管理係の項中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 税務事務の企画及び調整に関する事。
- (3) 税務職員の育成及び研修の総括に関する事。

第3条財政局税務部税制課税制係の項第1号中「並びに税務事務の企画及び調整」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条財政局税務部徴収企画課の項を次のように改める。

収税課

企画係

- (1) 課の庶務に関する事。

- (2) 市税の徴収に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 市税徴収対策に関すること。
- (4) 市税及びこれに付随する税外収入の収納の指導及び督促に関すること。
- (5) 市税及びこれに付随する税外収入の徴収事務の指導に関すること。
- (6) 市税の収入状況の調査に関すること。
- (7) 納税思想の普及宣伝に関すること。
- (8) 所管に属する市税の証明に関すること。

#### 収納管理係

- (1) 市税及びこれに付随する税外収入の収納に関すること。
- (2) 納税貯蓄組合に関すること。

第3条財政局の項に次のように加える。

#### 債権管理室

##### 企画管理係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 税外債権の回収に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (3) 市債権の回収対策及び管理の総括に関すること。

##### 指導調査係

- (1) 税外債権の回収事務及び管理事務の指導及び支援に関すること。
- (2) 税外債権の回収に係る財産等の調査に関すること。

第3条市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課管理係の項を削り、同条市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課生涯学習係の項中第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 社会教育施設（生涯学習センター及び婦人会館に限る。）の管理及び連絡調整に関すること。
- (3) 公民館類似施設等の助成に関すること。
- (4) 社会教育委員の会議等に関すること。

第3条市民文化スポーツ局文化部文化企画課文化企画係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に

次の1号を加える。

(8) 北九州文学サロンの管理及び連絡調整に関すること。

第3条市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課企画係の項第2号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) プロスポーツの振興に関すること。

第3条市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係の項第1号中「、生涯スポーツ及びプロスポーツ」を「及び生涯スポーツ」に改め、同条保健福祉局総務部総務課計画係の項第4号中「こと」の次に「(他局の所管に属するものを除く。)」を加え、同条保健福祉局総務部総務課の項の次に次のように加える。

#### 保護課

##### 管理係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護施設に関すること。

(3) 生活保護法に関する国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金に関すること。

##### 保護係

(1) 生活保護法の施行(他係の所管に属するものを除く。)に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(3) 医療機関、介護機関等の指定、指導及び検査に関すること。

(4) 生活保護の統計に関すること。

(5) 診療報酬及び介護報酬の審査及び決定に関すること。

(6) 医療扶助審議会に関すること。

(7) 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金の支給に関すること。

(8) 診療報酬及び介護報酬の支払いに関すること。

(9) 生活保護業務に係る職員研修に関すること。

(10) ホームレスの自立支援及び実施計画に関すること。

##### 指導係

(1) 生活保護の監査及び指導に関すること。

第3条保健福祉局地域福祉部保護課の項を削り、同条保健福祉局地域福祉

部の項の次に次のように加える。

先進的介護システム推進室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 介護ロボット等の実証及び実装に関すること。
- (3) 介護ロボット等の開発、改良対策及び普及促進に関すること。
- (4) 介護作業及び介護施設のあり方の検討に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部の項中「障害者就労支援室」を「障害者就労  
障害者就  
支援室」に改め、同条保健福祉局保健衛生部保健衛生課環境衛生係の項第  
労支援係」

10号及び第11号を削り、同条保健福祉局保健衛生部保健衛生課食品衛生  
係の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第1  
0号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 食鳥検査に係る指定検査機関の指定等に関すること。

第3条保健福祉局保健衛生部<sup>東部生活衛生課</sup>環境衛生係の項第4号中「許  
西部生活衛生課  
可」を「許可等」に改め、同条保健福祉局保健衛生部<sup>東部生活衛生課</sup>の項に  
西部生活衛生課

次のように加える。

広域食品指導係（東部生活衛生課に限る。）

- (1) 大規模食品製造業及び集団給食施設の監視、指導及び調査に関すること。
- (2) 中央卸売市場及び公設地方卸売市場の食品関係営業施設等の監視及び指導に関すること。
- (3) 総合衛生管理製造過程に関する調査及び衛生指導に関すること。
- (4) 食品製造業等に関する調査研究及び技術研修に関すること。

第3条保健福祉局保健衛生部食品監視検査課の項を削り、同条環境局環境  
未来都市推進部温暖化対策課の項に次のように加える。

水素社会創造係

- (1) 水素社会づくりに関すること。

第3条環境局環境未来都市推進部水素社会創造課の項を削り、同条環境局  
環境監視部環境監視課の項に次のように加える。

## 自然共生係

- (1) 自然環境の保全（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

第3条産業経済局総務政策部国際ビジネス政策課の項を削り、同条産業経済局新成長戦略推進部産業政策課産業政策係の項第6号を次のように改める。

- (6) 創業支援に関すること。

第3条産業経済局新成長戦略推進部産業政策課産業政策係の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) スタートアップ創出支援に関すること。
- (8) ベンチャー企業の創出に関すること。

第3条産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課中小企業係の項第6号を削り、同項第7号中「金融」を「融資」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同条産業経済局新成長戦略推進部の項に次のように加える。

## 国際ビジネス政策課

### 国際ビジネス政策係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 北九州貿易・投資ワンストップサービスセンターに関すること。
- (3) 見本市に係る企画及び調査に関すること。
- (4) 対日投資に関すること。
- (5) 輸出促進に関すること。
- (6) 貿易関連企業及び貿易関係団体の育成及び支援に関すること。
- (7) 貿易関連機関及び貿易関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 貿易に係る金融に関すること。
- (9) その他国際経済の振興に関すること。

第3条産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課立地係の項第3号中「助成金」の次に「及び融資」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次に1号を加える。

- (6) 情報通信産業の振興に関すること。

第3条産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課企画係の項第3号を次のように改める。

(3) 企業及び産業関係団体との連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課企画係の項に次の1号を加える。

(4) 自動車産業の振興に関すること。

第3条産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課新産業係の項第8号中「、自動車産業」を削り、同条産業経済局農林水産部農林課企画係の項中「企画係」を「企画・生産振興係」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 農産物の生産振興に関すること。

(6) 農政に係る調査統計に関すること。

(7) 農業金融の総括に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課生産振興係の項を削り、同条産業経済局農林水産部鳥獣被害対策課イノシシ・サル対策係の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣の捕獲、飼養登録、販売の許可等に関すること。

第3条産業経済局事業部管理課庶務係の項第4号を次のように改める。

(4) 競艇臨時従事員の任免及び福利厚生に関すること。

第3条産業経済局事業部管理課庶務係の項に次の2号を加える。

(5) 競艇臨時従事員の配置に関すること。

(6) 競艇臨時従事員の賃金及び手当の支給並びに社会保険に関すること。

第3条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室計画推進係の項を次のように改める。

#### 計画推進係

(1) 神嶽川旦過地区の整備に係る事業計画、実施計画及び事業の進捗管理に関すること。

(2) 神嶽川旦過地区の整備に係る国及び県との協議及び調整に関すること。

第3条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項に次のように加える。

#### 調整支援係

(1) 神嶽川旦過地区の整備に係る地元との協議、調整及び支援に関すること。

第3条建築都市局指導部宅地指導課管理係の項中「管理係」を「調整係」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 開発行政に係る総合的な調整に関すること。

第3条建築都市局指導部空き家対策推進室の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 室の庶務に関すること。

第3条建築都市局指導部空き家対策推進室の項に次の1号を加える。

(5) 北九州市特定空家等対策審査会に関すること。

第3条建築都市局指導部建築審査課設備係の項第5号を削り、同項第6号中「及びに表示認定」を「、表示認定、適合認定及び届出」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条建築都市局住宅部住宅計画課住宅政策係の項第6号を削り、同条建築都市局住宅部住宅計画課民間住宅係の項に次の1号を加える。

(4) 住むなら北九州定住・移住推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条建築都市局住宅部住宅計画課住宅ストック活用係の項第1号中「リフォーム工事費の助成」を「リフォームの促進」に改め、同項第2号中「住宅等」を「住宅」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課計画調整係の項第4号中「公共建築物」を「市有建築物」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同条建築都市局建築部建築課の項中「建築保全係」を「施設保全課  
建築保全係」

建築部建築課建築保全係の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、同項第4号中「学校施設及び」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 課の庶務に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課の項に次のように加える。

#### 保全指導係

(1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の定期点検業務に係る技術支援に関すること。

(2) 市有建築物の日常点検等の指導に関すること。

#### 長寿命化係

(1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の長寿命化計画の推進に関すること。

(2) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の改修工

事に係る技術的な助言に関すること。

(3) 市有建築物の長寿命化推進の技術支援に関すること。

第3条港湾空港局みなと振興部クルーズ・交流課クルーズ誘致係の項第1号中「クルーズ客船」を「クルーズ船」に改め、同条港湾空港局整備保全部エネルギー産業拠点化推進課エネルギー産業拠点化推進係の項第2号中「臨海部におけるエネルギー関連産業の拠点化」を「グリーンエネルギーポートひびき事業の推進」に改め、同項第3号中「洋上風力発電産業」を「風力発電産業」に改め、同項第4号中「臨海部産業用地へのエネルギー産業の立地促進に係る行政支援」を「バイオマスその他グリーンエネルギー関連産業の拠点化」に改め、同項第6号中「響灘地区風力発電推進協議会の運営」を「響灘再生可能エネルギー産業推進機構」に改め、同項第7号中「エネルギー産業」を「エネルギー関連産業」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) グリーンエネルギーポートひびき事業の広報に関すること。

第5条第8項中「及び保健所担当部長」を「、保健所担当部長及びアジア低炭素化センター担当部長」に改め、「担当課長」の次に「（アジア低炭素化センター担当課長を除く。）」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を削り、第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 環境局にアジア低炭素化センターを担任するアジア低炭素化センター担当部長を置く。

7 環境局環境国際戦略部にアジア低炭素化センターの管理運営及び環境国際ビジネスの促進の支援を担任するアジア低炭素化センター担当課長を置く。

第7条中「地方創生推進室次長」の次に「、債権管理室次長」を、「認知症支援・介護予防センター所長」の次に「、先進的介護システム推進室次長」を加える。

第8条第3項中「保健所担当部長」の次に「及びアジア低炭素化センター担当部長」を加え、「、認知症支援・介護予防支援センター所長及び食品衛生検査所長」を「及び認知症支援・介護予防支援センター所長」に改め、同条第5項中「課長（」の次に「アジア低炭素化センター担当課長及び」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 アジア低炭素化センター担当部長に事故があるとき、又はアジア低炭素化センター担当部長が欠けたときは、環境局環境国際戦略部アジア低炭素化センター担当課長が代理する。

第9条中「及び保健所担当部長」を「、保健所担当部長及びアジア低炭素

化センター担当部長」に改める。

第10条中「、西部生活衛生課及び食品監視検査課」を「及び西部生活衛生課」に改める。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「区に事務所」を「区の事務所」に改め、同条総務企画課の項中「企画係(小倉南区役所を除く。)」を「企画係(小倉南区役所を除く。)」に改め、同条保護広報広聴係」を「広報広聴係(小倉南区役所を除く。)」に改め、同条保護企画広報係(小倉南区役所に限る。)」

課(小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。)の項中「保護第四係(小倉南区役所に限る。)」を「保護第四係(小倉南区役所に限る。)」に改める。保護第五係(小倉南区役所に限る。)」

第2条総務企画課企画係の項中「企画係」を「企画係(小倉南区役所を除く。)」に改め、同条総務企画課広報広聴係の項中「広報広聴係」を「広報広聴係(小倉南区役所を除く。)」に改め、同項第3号中「小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く」を「門司区役所及び八幡西区役所に限る」に改め、同項第7号中「こと」の次に「(小倉南区役所を除く。)」を加え、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条総務企画課の項に次のように加える。

企画広報係(小倉南区役所に限る。)

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 苦情、要望、各種相談等(他の所管に属するものを除く。)の処理に関すること。
- (5) 広聴集会に関すること。
- (6) 出張所相談業務に係る連絡調整に関すること。
- (7) 自衛官募集に関すること。
- (8) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (9) 交通安全運動の推進に関すること。
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関すること。

第2条コミュニティ支援課コミュニティ支援係の項に次の1号を加える。

- (15) 交通共済に係る受付及び連絡に関すること(小倉南区役

所に限る。 ) 。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第3条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「動物愛護センター」の次に「、保健環境研究所」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保健環境研究所に食品衛生検査所長を置く。

第5条第1項中「係長」の次に「(食品衛生検査所長を含む。第7条第3項において同じ。)」を加える。

別表第1中

「

		北九州市立 食肉センタ ー	北九州市 小倉北区 末広二丁 目3番7 号	第3類	所長
--	--	---------------------	-----------------------------------	-----	----

を

「

		北九州市立 食肉センタ ー	北九州市 小倉北区 末広二丁 目3番7	第3類	所長
北九州市保健環境研究所			北九州市 戸畑区新 池一丁目 2番1号	第2類	所長

に、

「

北九州市皇 后崎環境セ ンター	北九州市皇 后崎環境セ ンター皇后 崎工場	北九州市 八幡西区 夕原町2 番1号	第3類	場長
環境監視部	北九州市環	北九州市	第3類	所長

		境科学研究 所	戸畑区新 池一丁目 2番1号		
産業 経済 局		北九州市環 境エレクト ロニクス研 究所	北九州市 若松区ひ びきの1 番8号	第2類	所長
	観光にぎわ い部	北九州市渡 船事業所	北九州市 戸畑区北 鳥旗町1 1番1号	第3類	所長

を

	北九州市皇 后崎環境セ ンター	北九州市皇 后崎環境セ ンター皇后 崎工場	北九州市 八幡西区 夕原町2 番1号	第3類	場長
産業 経済 局	総務政策部	北九州市渡 船事業所	北九州市 戸畑区北 鳥旗町1 1番1号	第3類	所長
		北九州市環 境エレクト ロニクス研 究所	北九州市 若松区ひ びきの1 番8号	第2類	所長

に

改める。

別表第2の東部市税事務所 納税第一係  
西部市税事務所 納税課納税第二係の項第8号を削り、同表の東  
部市税事務所 納税課特別滞納調査係の項第7号を削り、同表の食肉センター西

## 部市税事務所

の項の次に次のように加える。

### 保健環境研究所

#### 管理係

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所の予算及び決算に関すること。
- (3) 検体の受付及び手数料の収納に関すること。
- (4) 1件50万円以下の試験検査用の試薬、消耗機材及び機器の購入、修繕等の契約及び検収に関すること。
- (5) 業務統計、所報、月報等に関すること。
- (6) 研究用の機器及び資材の整備及び保管に関すること。
- (7) 施設の維持管理に関すること。
- (8) 試験及び検査の信頼性の確保に関すること。
- (9) 感染症に関する情報の収集、分析及び発信に関すること。
- (10) 生活衛生に係る試験、調査及び研究に関すること。
- (11) 微生物に係る試験、調査及び研究に関すること。
- (12) 大気環境に係る試験、調査及び研究に関すること。
- (13) 水質環境に係る試験、調査及び研究に関すること。

#### 食品衛生検査所

- (1) 中央卸売市場、公設地方卸売市場、食品製造施設等で取り扱う食品等の試験、検査及び調査に関すること。

別表2の総合保健福祉センター地域リハビリテーション推進課の項中「障害福祉係」を「障害者福祉係」に改め、同表の総合保健福祉センター地域リハビリテーション推進課リハビリテーション推進係の項第3号中「調査、研究及び情報発信」を「普及啓発及び調査研究」に改め、同表の環境科学研究所の項を次のように改める。

#### 渡船事業所

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 船舶の運行に関すること。
- (3) 乗船券等の発売に関すること。
- (4) 船舶及び施設の管理に関すること。

別表2の渡船事業所の項を削り、同表の競輪事務所管理係の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 競輪の広報宣伝計画及びファンサービスに関すること。

別表2の競艇事務所管理係の項第3号を次のように改める。

(3) 競艇の広報宣伝計画及びファンサービスに関すること。

別表2の競艇事務所管理系の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同表の中央卸売市場青果系の項中「青果係」を「業務係」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「青果部」の次に「及び水産物部」を加え、同項第4号中「及び青果部」を「並びに青果部及び水産物部」に改め、同項第5号及び第6号中「青果部」の次に「及び水産物部」を加え、同表の中央卸売市場水産系の項及び同表の学術・研究都市開発事務所工事系の項を削り、同表の学術・研究都市開発事務所調整系の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 工事に係る調査、設計、施工及び検査に関すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の項中

「 競艇事務所専用北 九州市長印 」	を	「 事業部専用北九州市 長印 」	に、
「 市長名をもってす る競艇事務所にお ける公文書用(競 艇選手登録手帳を 除く。) 」	を	「 市長名をもってする 事業部(競輪事務所 を除く。)における 公文書用(競艇選手 登録手帳を除く。) 」	に

改める。

(北九州市自動車交通事故対策委員会規則の一部改正)

- 3 北九州市自動車交通事故対策委員会規則(昭和38年北九州市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務局総務部庁舎管理課」を「総務局総務部総務課」に改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

4 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表（3）の項中「教育委員会事務局学務部学事課長」を「教育委員会事務局学校支援部学事課長」に改める。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

	文書課	文書課長	を
	庁舎管理課	庁舎管理課長	

	文書課	文書課長	に、
--	-----	------	----

	徴収企画課	徴収企画課長	を
--	-------	--------	---

	収税課	収税課長	に、
	債権管理室	債権管理室次長	

保健福祉局	総務部	総務課	総務課長	保健福祉局長	を
-------	-----	-----	------	--------	---

保健福祉局	総務部	総務課	総務課長	保健福祉局長	に、
		保護課	保護課長		

	介護保険課	介護保険課長	を
--	-------	--------	---

	保護課	保護課長	
「	介護保険課	介護保険課長	に、
	先進的介護システム推進室	先進的介護システム推進室次長	
「	東部生活衛生課	東部生活衛生課長	を
	食品監視検査課	食品監視検査課長	
「	東部生活衛生課	東部生活衛生課長	に、
「	環境未来都市推進部	温暖化対策課	を
		水素社会創造課	
「	環境未来都市推進部	温暖化対策課	に、
「	雇用政策課	雇用政策課長	を
	国際ビジネス	国際ビジネス政策	

		ス政策課	課長			
「			雇用政策課	雇用政策課長		に、
「			中小企業振興課	中小企業振興課長		を
「		中小企業振興課	中小企業振興課長			に、
		国際ビジネス政策課	国際ビジネス政策課長			
「			警防課	警防課長		を
「			警防課	警防課長		に、
		消防団・市民防災課	消防団・市民防災課長			
「		企画調整課	企画調整課長			
		施設課	施設課長			
	学務部	教職員課	教職員課長			
		権限移譲準備室	権限移譲準備室長			を

	学事課	学事課長
	学校保健課	学校保健課長

	企画調整課	企画調整課長
教職員部	教職員課	教職員課長
	教職員給与課	教職員給与課長
学校支援部	学事課	学事課長
	学校保健課	学校保健課長
	施設課	施設課長

に

改める。

別表第2の小倉南区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

	警防課	
--	-----	--

を

	警防課	
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	

に

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

--	--	--

保健 福祉 局	保健 衛生 部	西部生活衛生 課	西部生活衛生課長	」	を
ユースステーション			ユースステーション 所長		

保健 福祉 局	保健 衛生 部	西部生活衛生 課	西部生活衛生課長	」	に

改め、同表の戸畑区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において  
取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

環境 局	環境 監視 部	環境科学研究 所	環境科学研究所長	」	を
渡船事業所			渡船事業所長		

保健 福祉 局	保健環境研究所		保健環境研究所次 長	」	に
産業 経済 局	総務 政策 部	渡船事業所	渡船事業所長		

改める。

(北九州市労務職員就業規則の一部改正)

- 5 北九州市労務職員就業規則（昭和39年北九州市規則第96号）の一部を  
次のように改正する。

別表の総務局総務部の項中「庁舎管理課」を「総務課」に改め、同表の

産業経済局の項中「観光にぎわい部」を「総務政策部」に改める。

(北九州市自動車管理規則の一部改正)

- 6 北九州市自動車管理規則(昭和41年北九州市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「庁舎管理課長」を「総務局総務部総務課長」に改める。

(北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則の一部改正)

- 7 北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則(昭和43年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総務局総務部庁舎管理課」を「総務局総務部総務課」に改める。

(北九州市会計関係帳票規則の一部改正)

- 8 北九州市会計関係帳票規則(昭和50年北九州市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第71号様式の1及び第71号様式の2中「庁舎管理課」を「総務課」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

- 9 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表の保健福祉局の保健衛生部の項中

「

医務薬務課
保健予防課
東部生活衛生課
西部生活衛生課
食品監視検査課

」を「

医務薬務課
保健予防課
東部生活衛生課
西部生活衛生課

」に、

「食品衛生検査所」を「広域食品監視」に改める。

(北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則の一部改正)

- 10 北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則(平成7年北九州市規則第52号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市保健環境研究所手数料条例施行規則

第1条中「北九州市環境科学研究所手数料条例」を「北九州市保健環境研究所手数料条例」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「北九州市環境科学研究所」を「北九

州市保健環境研究所」に改める。

第6条中「環境局長」を「保健福祉局長」に改める。

北九州市告示第 2 4 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、ソフトバンク小嶺店における証明書自動交付機による住民票の写し等の発行に係る手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
三嵩株式会社	北九州市八幡西区千代三丁目 1 番 5 号	平成 2 9 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日まで

北九州市告示第 2 4 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、図書館資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
八幡図書館 八幡図書館八幡東分館 八幡図書館折尾分館 八幡図書館八幡南分館	株式会社図書館流通センター	北九州市小倉北区堺町一丁目 3 番 1 5 号	平成 2 9 年 4 月 1 日 から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
中央図書館企救分館 中央図書館曽根分館	株式会社日本施設協会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	
国際友好記念図書館			
門司図書館 門司図書館大里分館 門司図書館新門司分館			
若松図書館 若松図書館島郷分館			
戸畑図書館 戸畑図書館戸畑分館			

八幡西図書館	株式会社黒崎コ ミュニティサー ビス	北九州市小倉 北区米町二丁 目2番1号
--------	--------------------------	---------------------------

北九州市告示第 2 4 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
平山商会株式会社	北九州市門司区丸山一丁目 1 番 1 4 号	平成 2 9 年 4 月 1 日 から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第306号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	門司消防署建替工事
	工事場所	北九州市門司区大里東一丁目4番10号
	工事内容	門司消防署の建替え工事を実施するもの。
	工期	請負契約締結の日から平成31年1月22日まで
	予定価格	4億8,437万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない工事の請負契約であるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の落札者は、落札決定の日から北九州市（以下この項において「本市」という。）が指定する日までに、本市と仮契約を締結しなければならない。なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。
2 競争入札参加資格	本件工事の入札は、混合入札（単体の有資格業者又は共同企業体のいずれによっても競争参加することができる入札をいう。）の方法により行う。 （1） 次のいずれにも該当する者であること。	
	登録	建設工事事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	平成27・28年度建設工事事業有資格業者名簿に記載されている建築工事の等級がAであること。
	許可	建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	その他	北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
	（2） 単体の有資格業者として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。	
	指数	平成27・28年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の「建設工事の種類」「020建築一式」の「総合評定値（P）」が900点以上であること。
	実績	次の条件を満たす本市が発注した建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としてのものに限る。 ア 平成14年度以降に受注し、平成29年3月31日までに完成し、又は引渡し完了していること。 イ 当初契約金額が1億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であること。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	（3） 共同企業体として競争参加を行う場合は、次のいずれにも該当する者であること。	
	結成基準	ア 自主結成方式とし、構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）の数は2社とする。 イ 各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。 ウ 構成員は、本件工事について単体の有資格業者として競争参加していないこと。 エ 構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
	代表構成員の条件	ア 平成27・28年度総合評定値通知書の「建設工事の種類」「020建築一式」の「総合評定値（P）」が900点以上であり構成員中最大であること。 イ 出資比率が他のすべての構成員の出資比率を上回ること。 ウ 本件建築工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 エ 次の条件を満たす本市が発注した建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としてのものに限る。 （ア） 平成14年度以降に受注し、平成29年3月31日までに完成し、又は引渡し完了していること。 （イ） 当初契約金額が1億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であること。

	代表構成員以外の構成員の条件	ア 本件建築工事に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）又は主任技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 イ 平成19年度以降、本市が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札に参加資格有りとしたものも含む。）又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所 期間	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		(1) この公告の日から平成29年5月22日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成29年5月23日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		(1) 平成29年6月1日及び同日2日 午前9時から午後7時まで (2) 平成29年6月5日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所 日時	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 平成29年6月20日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格 入札保証金 契約保証金	設ける。 免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市交通局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月10日

北九州市交通局長 吉田茂人

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 13万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年4月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
神戸スタンダード石油株式会社  
福岡市博多区博多駅南一丁目7-14-708
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 82円80銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成29年3月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市交通局公告第14号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月10日

北九州市交通局長 吉田茂人

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 16万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成29年7月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量109万リットル 平成29年6月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成29年2月9日

#### (7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約課（電話 093-582-2017）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年6月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成29年6月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、平成29年6月26日は、午後2時まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

#### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成29年6月16日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年6月9日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年6月23日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 平成29年6月26日午後2時

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

160,000

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., June 26, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., June 23, 2017

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu